

日之影町農業委員会 第30回総会

開催日時 : 令和8年1月27日(火) 午前9時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 今村 浩二三 穂積 ミサ子
 工藤 昭一 山本 英二 佐藤 陽子 矢通 広信
 一水 秀樹 榊田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
 中川 今朝久 押方 徹 甲斐 秀人 大村 直登

欠席委員 : なし

議事日程 : ① 議案第89号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

② 議案第90号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

③ 議案第91号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

④ 議案第92号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

⑤ 議案第93号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

⑥ 議案第94号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

⑦ 議案第95号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

議長	<p>これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 7番 佐藤 陽子 委員、8番 矢通 広信 委員にお願いします。 それでは、これより審議に入ります。 議案第89号からになります。秀人委員に所用があるということで途中退室しますので、議案第93号を先に審議したいと思います。</p>
議長	<p>議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第93号朗読・説明)</p>
議長	<p>以上で説明は終わりました。続いて秀人委員の説明をお願いいたします。</p>
秀人委員	<p>説明いたします。 現地については事務局と1月13日に確認しました。 昨年、7月の総会時に非農地として申請があがり不許可になった土地になります。 譲渡人の■■■■さんは■■■■歳で■■■■集落にお住まいです。 譲受人の■■■■さんは■■■■歳で、■■■■集落、■■■■の■■■■です。 以前から、■■■■さんの母親にあたる■■■■さんより相談を受けており、どうしても土地を整理したいと言われ、今回、譲り受けて杉の採穂園にするということでした。 ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>今、委員の方からも説明がありまして、以前、非農地証明の許可申請が出ましたが、現況の農地がまだ農地として活用できるということで不許可になった土地であります。今回は、3条申請で出てきたということですが、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>譲受人の■■■■さんと話をしましたが、■■■■さんより土地を手放したいと以前から相談を受けており、■■■■さん自身が農業を主な生業としていないために、田畑ではなくただの土地として管理したい、と前回の非農地申請に至ったようですが、不許可になり話は流れていた状態だったようですが、■■■■さんから何度も相談を受け、■■■■さんから事務局に相談があり、採捕園であれば農地として活用できるので3条申請で問題ない旨を伝えたところ、今回の申請に至った次第です。</p>
議長	<p>事務局から説明があったとおり、杉の苗をとる、農地として活用すれば大丈夫ということで申請に上がったようです。杉を植えるので農地法に問題はないか確認したところ、採捕園は農地として考えるため問題なし。採穂園として今までどこかに実績があるか。</p>
事務局	<p>林研グループが管理しているところが■■■■にあります。</p>
柁田委員	<p>■■■■にもある。</p>
一水委員	<p>■■■■に■■■■さんが3条申請で買った土地を採捕園にしているところがある。 3条で土地を得て、その後、自分で採穂園にしている。</p>

議長 他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

ないようですので、これより採決します。

議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第93号は、申請のとおり承認することに決定しました。

議長 次に、議案第89号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第89号朗読・説明)

議長 以上で説明は終わりました。続いて穂積委員の説明をお願いします。

穂積委員 譲渡人の■■■■さんは■■■■歳で、現在入院中です。
譲受人の■■■■さんは■■■■歳で、■■■■集落にお住まいです。
6月の総会時に■■■■さんと■■■■さんの間で3条申請を行い許可が下りましたが、その時に1筆残っていたので、申請に至りました。

会長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をして意見を出して下さい。

事務局 補足説明させていただきます。現況写真を見ていただけるとお分かりかと思いますが、建物が建っております。農振区域内でもあったことから農業用施設として認められるか判断につきかねましたので、農振除外の申請を先に行なったところでした。
今回、農業用施設として認められ、農振除外の対象外となったことで3条申請となりました。

議長 説明のとおりですが、昔はたばこを作っておられ、乾燥室もあったところでした。
200㎡以下の農業に資する建物については、申請はいらない、農振地除外もしなくて良いということです。残りの部分は畑として管理されているようです。

質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第89号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第89号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第90号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案第90号朗読・説明)

会長

以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、工藤委員の説明をお願いします。

工藤委員

現地については、1月13日に事務局と確認しました。
譲渡人の■■■■さんは■■歳で、■■■■集落の方ですが現在は■■■■に入所されています。
譲受人の■■■■さんは■■歳で、■■■■集落にお住まいで、■■■■さんの娘さんになります。
今回、父親から娘への贈与という形で3条申請があがりました。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をして意見を出して下さい。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

会長

■■■■さん、本人が耕作しているのか。

工藤委員

本人ではなく、近くの■■■■さんが耕作している。
■■■■さんの田んぼは、本人ではなく違う人が耕作しているはず。

事務局

下の方の田んぼは、■■■■さんが牛の放牧地として使用されています。

議長

質問はありませんか。
これより採決します。議案第90号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第90号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第91号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
ここで、この案件は■■■■委員が関係していますので、■■■■は退室願います。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案第91号朗読・説明)

会長

■■■■委員が対象者ということで私の方から説明します。
現地については、1月9日に事務局と確認しています。
2筆となっていますが、実際は1筆にまとめられており、1枚の田となっています。
本人に確認したら7畝くらいとのことだったが、実際は1, 171とかなり広がっています。
上と下の農地が■■■■さんの農地ということで、■■■■さんから話を持ち掛けられたようです。
■■■■さんも、自宅から■■■■の方まで耕作に行くことが時間もかかるし大変だということ

とで、■■■■さんに話をされたそうです。

■■■■さんからも金額の相談を受け、場所的にも良いところですし、問題なく適切ではないかと答えたところです。

工藤委員 土地の値段単価は難しいものがあるが、改良工事の単価にしたらいけないのか。

議長 改良工事単価は高いと思うが。

場所にもよる、国道沿いか入り込んだ地形かによっても違ってくる。要相談が必要になってくる。

議長 質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。これより採決します。

議案第91号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第91号は、申請のとおり承認することに決定しました。

■■■■の入室を認めます。

次に、議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第92号朗読・説明)

議長 続いて、一水委員の説明をお願いします。

一水委員 現地については、事務局と1月9日に確認しました。

譲渡人の■■■■さんは■■■■歳で、■■■■集落にお住まいです。

譲受人の■■■■さんは■■■■歳で、■■■■にお勤めで、同じく■■■■集落にお住まいです。

名義は■■■■さんでの申請になりますが、管理は父親の■■■■さんが行っており柚子を植えると聞いています。

議長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

榊田委員 田として使用していたのか

事務局 写真を見ていただくと分かると思いますが、カーブがかかっていますが災害で壊れてそれ以降は田ではなく、畑として使用されていたようです。

議長 質疑はありませんか
(質疑なしの声)

議長 これでは質疑を打ち切ります。これより採決します。

議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第92号は、申請のとおり承認することに決定しました。

議長 次に、議案第94号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第94号朗読・説明)

議長 続いて、穂積委員の説明をお願いします。

穂積委員 ■■■■さんは現在、■■■■に住んでいますが、日之影町出身で奥さんも日之影町出身です。日之影に帰ってきたいと土地を探していたところ、親戚になる■■■■さんの土地に建築するという事です。
■■■■にお勤めです。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。
この土地は昨年6月に3条申請で処理した土地になる。
3条で許可した土地を1年以内に5条申請ができるか事務局の説明を願います。

事務局 問題はないが、慎重に扱うべき
本来であれば、6月に5条申請するべきであったのではないかという疑念が生じては
いけない。

工藤委員 地元に帰ってきてくれることは良いこと。
許可して良いのではないかと。

穂積委員 実家の農地も■■■■さんが管理している。
地区の付き合いにも参加している。

議長 奥さんも日之影出身であり、体調を崩されて早急に家を建てたいと今回の申請に至ったようです。顛末書をつけて許可する形で良いか。
(異議なし)
議案第94号については、申請のとおり許可します。

次に議案第95号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第95号朗読・説明)

議長 続いて、今村委員、説明願います。

今村委員

説明します。現地については、事務局と1月20日に確認しました。

申請者の■■■■さんは■■■■に住所がありますが、現在は■■■■にお住まいです。■■■■の■■■■であります。

申請地は、令和3年に父親から相続した土地になります。■■■■住宅には誰も住んでいません。現在まで年1回草刈等して管理していましたが、それも難しくなってきたため植林したいと申請に上がりました。

議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

写真を見ると下の方に農地があるが、杉を植えても問題はないのか。

一水委員

影になることはないです。下の農地は米ではなくイタリアンを植えています。

議長

質疑を打ち切り、採決します。

議案第95号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」申請のとおり許可する方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第95号は、申請のとおり許可することに決定しました。

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。

ありがとうございました。